

## 19世紀中期までの英国女性教育論の展開と 女性の自律について (2)

Advocacies of Education for Women in England up to the Mid-19<sup>th</sup> Century  
and Women's Autonomy Issues (2)

溝口 薫

Kaoru MIZOGUCHI

神戸女学院大学文学部英文学科 教授  
English Department, School of Literature, Kobe College  
k-mizogu@mail.kobe-c.ac.jp

キーワード (2): 19世紀中期までの女性教育論、ハリエット・マーティノー、ジョージ・エリオット、ジョン・スチュワート・ミル、女性の自律

Key Words (2): Advocacies of Education for Women up to the mid-19<sup>th</sup> Century, Harriet Martineau, George Eliot, John Stuart Mill, women's autonomy

### 1 後半のための序

この後半部では、モーリスによる女性カレッジの設立から1860年代までの女性教育論を取り上げる。このカレッジの成功以来、女性の高等教育開放論は熱を帯び、さらなる男女の知的平等、機会均等は女性の権利として捉えられ、それらの拡張実現が主張されていく。しかし、ここでは、正規高等教育を直接訴えた女権論者たちの議論ではなく、敢えて特にマーティノー、ジョージ・エリオット、ミルの女性教育擁護論を概観する。彼らはいずれも、女権の拡大論を当然なものとして主張するのではなく、女性の教育が社会に必要であるとの議論を展開し、その擁護を行う。彼らのこうした議論の背景、さらには、その立論の基盤をなす考え方について検討する。

### 2 ハリエット・マーティノーの女性教育擁護論

モーリスが1848年、ロンドンのHarley Streetに設立したクイーンズ・カレッジは、宗教的には英国国教会派に属していた。これに続いて5年後、より宗教的に自由な女性高等教育機関として、分離派の一派であるユニテリアン派によって設立された

のが、Bedford SquareのLadies Collegeである。後に女権運動家として活躍するBarbara Bodichon (1827-91)が入学し、政治経済学や法律を修めたのもこのカレッジである<sup>1)</sup>。さて、このベッドフォード・カレッジの設置に協力した人物にHarriet Martineau (1802-1876)がいた。すでに影響力のあるジャーナリストにして男女平等論者であったマーティノーは、モーリスの女性高等教育機関設立の意義を高く評価し、1861年、週刊雑誌*Once A Week*に『何故女性は教育を受けるのか』という記事において、遡ること13年前のクイーンズ・カレッジの開講記念式典に触れ、「よく練られたシステムティックでバランスのとれた教育」<sup>2)</sup>の仕組みを称賛している。もっとも、マーティノーの狙いは、その式典で講演した初代校長William Cowper閣下の女性高等教育の意義論批判にあった。

マーティノーは「(クーパー氏は)女性に高等教育を授ける最大の意義を、女性の、他者のためになるという有用性を向上させるがゆえである…と、実に寛大にも言い、「そこに何らの危惧をも抱いていない」と、皮肉っている。そして「女性に高い知性を養う教育をするのは『国民的英雄を育てる母親になるため』でも『男性のふさわしい伴侶となるため』でもないのである」と明言するのである。「もしそうだったとしたら」、そのような教育は「当世の女性教育を目指す大勢の輩となんら変わるところがない」のであり、「どんなに高尚で重要だといわれようとも、それでは女性の進歩になんら大きな寄与をしないであろう」と手厳しい。マーティノーは、モーリスの教育の、学ぶ一人一人の女性の自律性を重視し、「有用な知識」の啓発に重点のあったその新しさを理解していたと思われる。だからこそ、モーリスのカレッジの学びの意義を、女性固有の徳性の社会的有用性向上に還元してしまったクーパーの主張は許せないものであったのだろう。

そもそもマーティノーは、教育を「いかなる他者のためでもなく、他ならぬ自らのために、自らにおいて」なされるべきものとして捉えていた。女性は「男性と同じように、知的追求において努力することを好み、高い知性を発揮し、元気に、幸福になれるという資質を持つ」。だからこそ「学びによって自らを賢明にし、学び自体が面白くて、自分に有用性があると考えられるようになる」のであり、そこにこそ、教育の意義があると考えたのである。マーティノーは「男子が学ぶとき、誰かほかの人のために学んでいるというだろうか」と問い、教育意義に関する二重基準の存在を批判するのである。マーティノーは、女性の教育は「その場合の条件が許す限り、一人の人間のよき模範として教育するのでなければ、教育にどれだけ苦心し、また金、時間を使っても効果はない」とも、男女に格差のない教育の必要を説く。

このようにマーティノーが事の詳細に立ち至って議論するのは、それだけ学ぶ個人のための教育という本来的な意義が、女性における場合、理解されにくい時代であったからである。当時一般に歓迎された女性論は、クーパー氏の見解にも現れているように、他者、特に男性に対する利他性を固有なものとするモアの影響を受けた議論であった。それゆえに、女性へ教育を開放することは、女性らしさを女性から奪う、あるいは、女性が男性と競争するようになるなど、社会的脅威をもたらす

とみなすような否定的見解も強まってきていたのである。例えば *Saturday Review* (ロンドンの週間新聞、1855年創刊) は、反フェミニズムキャンペーンを展開したことで有名であるが、高等教育を女性に施すなら「この国の半分の若い女性は、脳炎を発症するか精神病院行きとなるだろう」<sup>4)</sup> と、怒りに満ちた批判を掲載している。

こうした反対論に対して、マーティノーは、権利の観点から女性教育の意義を説明している。女性教育の権利とは、まず「自分自身の向上や知的追求の幸福を大切に教育を...受ける権利」であり、また「より理解力が高まり、高い能力を持ち、より有用になるばかりか、以前にもまして、より気持ちの良い人間になれる権利」なのである。それは、言い換えると、知的自由の探求と社会関係において幸福になるための独理的な自律的意識の涵養の権利といえよう。ゆえに、マーティノーは、男性と平等に教育を受けることの社会的意義を説く。そしてマーティノーは、「やがて女性たちはその権利を静かに行使することであろう」と未来に期待する発言を残している<sup>5)</sup>。

### 3 ジョージ・エリオットによるフェミニスト批評の「保守性」

さて19世紀中期女権運動の拡張議論が盛んになってきた流れのなかでは、婦人参政権の主張にかならずしも賛同の意志を表明しなかった著名女性作家として、ブロンテや George Eliot (1819-1872) の名が挙げられるというのは、いささか不思議なことであるかもしれない。現にそのことは、偉大な女性作家たちの「問題点」あるいは「保守性」として、後のフェミニストからは手厳しく批判されてきたこともある。しかしその作品や著述を今一度丁寧に読むなら、その評価がかならずしも妥当ではないことは明らかではある。その一例として、エリオットが1855年に週刊雑誌 *Leader* に寄稿した“Margaret Fuller and Mary Wollstonecraft”という書評が挙げられる。エリオットは、この書評で、アメリカ合衆国で活躍した女権論者のマーガレット・フラー (1810-50) による、二版を重ねた『十九世紀の女性たち』(1855年、初版1843年) と、当時ほとんど入手できなくなっていたウォルストンクラフトの『女性の権利擁護』(1792)を比較して、「多彩な教養」を持ち、豊かな「空想的なひらめきのある」文学的フラーに対して「空想のかけらもない徹底した合理主義者」のウォルストンクラフトといったスタイルの違いはあるものの、両者はともに「強靱で誠実な気性の勇氣ある態度」と「その背後にある人を愛する女のハートの鼓動」<sup>5)</sup>が窺えるところとし、彼女たちに強い共感を寄せている。

エリオットはこの書評で、二人に共通する三つの優れた点を挙げる。共通点の第一のものは、女性に教育を与えることに対する男性側の恐怖についての分析で、男性の女性に対する考え方の矛盾を明らかにしている点である。具体的には、フラーもウォルストンクラフトも、男性は女性の教育を恐れるが、一方で男性が教養のない女性の意のままになって混乱している事実がある事態を指摘する。フラーは、己の権力にしか関心のない女性が男性に及ぼす問題に触れ、個人的な場での問題から一般化を図る。

男性が極度の貧困とか粗暴な愚かさを脱し、家庭の慰めとか、生活に花や光

彩を添えるものを欲するようになる場合はいつでも、女性は行使しようと思えば使える力を常に有しているのに、彼女の無知と幼稚な虚栄心に応じて、通常はこれを行使したがることになる。[そのような女性たちは]人生の重要性やその目的を理解せず、…小さな権力を掌握することを仕込まれているので、その場で自分の存在を印象付ける喜びにしか思いが及ばない。それでお気に入りの女性の不機嫌をなだめるために、政治は混乱され、商業は中断されるのである。一方、ウォルストンクラフトは、私欲を律する力も認識もない女性のために思わぬ不幸が起こった歴史に言及する。

歴史を振り返れば、弱き奴隷たる女性たちが主人を出し抜く公共な手際を身につけたとき、彼女たちの狡さをもたらした数々の罪の恐ろしいカタログが目に入る…。これらの女性たちは、子供っぽい情熱と利己的な虚栄心に影響を受けて、もろもろの事物に偽りの光を投げかけ、彼女たちの判断力を啓発すべき男性たちも、そうした女性たちの目でそれらを見るであろう。気まぐれな男性や人事一般をほとんど握る精力的な男性たちは、女性たちと付き合うときはくつろぐ。…下品で愚かな女たちが、感受性を備えた聡明な男性たちを支配してきたことはよく知られている。

さて、エリオットは一世代前の彼らの議論をこのように並列提示するが、それらの内容には踏み込まず、彼らがともに、男性と女性それぞれを美化せず、あくまでも現実的、具体的に見ている点に注目する。エリオットがこの頃に記した書評には、文学論の追求というテーマがあったようで、いわば、この書評も、エリオットが確立しつつあったリアリズム論の表明のようにさえみえる。しかし、こうした文体や書く姿勢についての評論を通して、彼女たちの女性教育への意義に反対する男性の二重基準が、実は男性にとって大きな損害を生んでいる事実を指摘しているとの意見に賛同を表明し、支持している点は否定できないであろう。つまり当時の女性教育反対論者を念頭にこれらの議論を引用していると考えられる。

第2点として、エリオットは、両者とも女性が公的なあらゆる職業に向く、と論じる部分を挙げている。自然科学に通じていたエリオットらしく、特に、フラーの最も優れた点の一つとして「自然」における「多様性」の認識に基づいて女性の能力が多様であると主張している点に注目している。またフーリエを援用しながら、女性に関するミッションや天性の性質の絶対化を否定している箇所をも称賛しており、自然科学的事実についての女性の多様な可能性、潜在的な能力についてもエリオットはフラー同様、信頼しているといえるのである。

女性にはどういう仕事ができるだろうか、と聞かれたらなんでもと答えよう。…木をのこぎりで引くのが好きな少女が何人もいるし、大工道具を使うのが好きな少女たちもいる。このような好みが思いのままに満たされると、ますます陽気になり上機嫌になるのだ。…また、かなりの割合の女性が現在と同じような仕事に没頭するだろうことを疑わない。…母親たちは、子供を育てる巣を柔らかく、暖かいものにしたがるだろう。本能から、そうするだろう。舞い上が

って歌いたい鳥には稀な、渡り鳥のように飛ぶ翼の力を備えた羽を切り取る必要はないのだ。[つまり]不向きな人間もいるような仕事に全員が強制される必要はない、ということが、[世に言う]違いということになるであろう。

フラワーのこのような女性の能力の多様性認識に基づいた「違い」の観念は、現代でも十分通用するものであろう。当時としては究めて先進的であったこの認識に注目するエリオットは、また「アメリカ合衆国の女性が、すでに実行し始めている提案を示している」こととして断りつつ、次のようなウォルストンクラフトの女性の就業能力の多様性に関する意見を引用する。「優雅にぶらつく以外に女性は社会で何をすべきなのだろう?…女性は治療術を学び、看護婦はもちろんのこと、医者にもきつとなれるだろう…同様にきちんとした教育を受ければ、様々な職業にもつけるだろう。」

とすれば、エリオットが女性の公的社会参加の能力もあることに賛同していることは明らかである。とはいうものの、一方で、エリオットは、女性の政治参加を強力に推進しようとはしていないのは事実である。上記の二点の議論のあと、エリオットは、先に述べたような根深い女性教育否定論の存在と女性の自由の確保についての社会的受容の困難さについて次のようなことを述べている。

女性の地位は、女性自身をもっとよくならなければ決して改善されえない、と耳にする一方で、女性の地位が改善されるのは、法律をもっと公正になって女性が活動するのにより広い分野が開かれるまでは、ありえない、と聞かされるのである。私たちは、人類一般に関して同様の困難を絶えず聞かされている。個人と制度の間には、絶えざる作用と反作用があるのだ。双方ともを、すこしずつ改善するよう努めなければならないのである。これが人間に関することが改善されうる唯一の道なのだ。

エリオットの人間社会の改善に関する個人と制度の作用と反作用に関する見解は、一見消極的に見えるが、男女同権への失望や否定を意味するものではない。むしろ、エリオットは、伝統的観念の否定を主張するだけで女性解放の希望を見出すことができるほど社会改善とは単純ではなく、いわば、自由とは時間をかけて構築していくものとして捉えていたということができるのではないか。

エリオットの第三の議論は、従って女性運動論の取り組み方に向けられる。エリオットは、当時一部の女権運動は「男女平等を求めるために、男性に対する女性の道徳的特性の優越性をすら、抑圧的な法律や制限から女性を解放する根拠として主張を展開している」が、その議論は、根拠が誇張で事実に基づいていないために、結局「みずから失速する理由を作っている」と述べている。つまりモア的な見解に基づく女権運動はその立論の基盤が間違っているために目的を遂げられないと言っているのである。ゆえに「未来の女性になろうとするものに熱く期待よせつつも」、上記のような「センチメンタルな誇張に陥ることなく」「ありのままに女性を捉え」る両者の議論こそ、「その希望が損なわれることがない」と冒頭の両者の議論の特徴を褒めるのである。両者の現実分析に基づく着実な姿勢こそ道を開くというのであ

る。

まとめると、エリオットは先行した二人の女性の女権論に共鳴する形で、彼女自身の女性教育に関する擁護論を展開している。まず、女性が教育を受けない場合に起こる現実の被害に基づいて女性が男性と同じ教育を受ける意義を認めているといえるであろう。つまり、女性の教育の意義は、両性のより安定的な関係と社会の安寧に貢献すると考えていることになる。また、女性の多様な能力、幅広い社会での活躍可能性を信頼しており、女性自身の幸福のみならず、それによって社会に齎される幸福が期待できると考えている。またエリオットは、そのような未来への道筋は容易ではないという認識を持ち、高等教育を含む女性の自由の確立には、時間がかかると考えていることも、共通である。またそのために、着実な説得力のある議論を続けなければならないと考えているのである。

#### 4 ミルの「敗北」

John Stuart Mill(1806-73) ジョン・スチュアート・ミルが *The Subjugation of Woman* 『女性の従属』(執筆は1861年、出版は1869年)を發表し、女性に隷従を強いる法律、個人の考え方が、ともに完全に「間違っている」と明言し、女性はいかなる意味でも男性と平等である原理を述べて、男性側から強力的に擁護したことは、19世紀における女権運動の歴史において画期的なことであった。この書物の第1章だけとりあげてみても、女性を一方向的に抑圧する法的、慣習的制度の不当について、歴史的、社会学的、心理学的な観点から関連する諸例—例えば女性の隷属状態をアメリカにおける奴隷制度やイギリス中世以来の民衆抑圧の事例などを挙げ、類例を重ねて分析した詳細な議論によって、女性支配をめぐる神話を解体しようとしていることが明白である。

例えば、男性の女性に対する支配を「自然」なものと感じてしまう感情についての分析が注目される<sup>5)</sup>。その議論については、まずアメリカ南部の奴隷商とアリストテレスを並列させ、いかに彼らにとって、奴隷制支配が「自然な」ものに見えたかをあげ、その理由として、慣習が感情を支配しているからである、と述べるのである。また、そもそも「不自然さ」の感覚とは、例えば、イギリスが女王の支配下にあることに対して驚く別の地域の人びとの例について触れ、それは「経験の違い」よっても生じるもの、として、女性支配の非本質性を証明するのである。

現実の女性が男性の支配に沈黙していて、あたかも合意しているように見える、という意見に対しては、国内、またアメリカなど国外の目下の女性運動の実例を反証として上げ、現在における否定できない流れとなっていることを示す。そして、一般庶民の国会参加を提案した13世紀のシモン・ド・モンフォールの例から、体制に対する不満は常に非圧制者側からでてくる政治法則なのだ、と議論を進め、平等化は、歴史の必然であるとする。

また男性が女性のこと完全に知っている、というその思い込みについての議論で

は、男性は女性が傍近くにいるからといって本当に理解できているかについて問いかける。大抵その対象が恋愛対象あるいは妻かであるのだが、父と息子の関係にいたっても、その心理的な関係に着目すれば、実に互いにその内実に触れないでやり過ごしている事実が多いことを挙げ、近い関係であるからわかり合えていると思ひ込む間違いを説くのである。そして何より根本的な問題として、そもそも女性を理解する方法（思い込み）が間違っていると述べるのである。彼は言う。「女性をして語らねばならないことを語ってくれた時こそ、本当に女性を理解できるであろう」。両性の協力なくしては、互いの本当の理解には至らない現実を指摘し、目指すべき協力的関係の必要を説くのである。

このようにみえてくると、ミルはマーティノーやエリオットと同様、論理に訴え、女性教育改革を阻む事情に分け入って特に反対者である男性が躓く原因を解きほぐしていることが分かる。さらに、女性の知性が磨かれることで齎される両性の調和が、個人的であれ、公的であれ必要であると考えていることが分かるのである。ミルの女性教育擁護は、第4章で展開されているが、ミルは、女性の能力を開発し、あらゆる権利において同等とし、かつすべての名誉ある職務を女性に開放し、それに必要な訓練や教育を女性に与えることについて述べて、その利益を二つにまとめ、強調している。一つは、「両性の関係が不正義によってではなく、正義によって保たれるようになる利益」であり、二つ目は「人類に対する高級な奉仕のために用いられる精神的能力の量が倍になる」<sup>7)</sup> ことである。つまり、ミルは、女性の教育を、両性の調和的關係増進だけではなく、人類一般の知的幸福のために必要であると考えているのである。また、女性の平等な高等教育が実現するのは、自然なこととして未来に出現する状況であるとも述べている。

ところで、この著作の出版に先駆けること3年前、1866年にミルが国会議員として婦人参政権法案を提出していたことは、あまり注目されていない。この法案は、彼の元に集まった女性たちとともに書かれたが、そのなかに例のボディションもいた。法案審議の際、ミルは主張を述べ尽くしている。しかし、議会は、「提案者の人格には敬意を表すとしても、案は政治の常識に反する」として、193対73で退けられたのであった。時の首相グラッドストーンは、自分の一票は体制を左右しないので、ミルに対する経緯を払う意味で賛成投票をするといったと言われている<sup>8)</sup>。それほど、このミルの法案提出は完敗であった。女性の政治参加への権利主張は、たとえ理屈としてその平等の必要が分かっていたとしても、ミル自身が指摘しているように「(不自然という)感情は、慣習に裏打ちされており、それまでの経験により現れるために」受け入れられなかったのである。結局、ミルの夢見た法案は、それから半世紀以上たって、第一次世界大戦という不幸を経て、1918年に一部の女性、そして1928年に男女21歳以上に平等の参政权が認められることになる。そしてついには付言すれば、現在を生きる私たちは、憲法が男女平等を謳っていても、それが社会における両性の平等を保証しない様々な事実を、そして教育における男女不平等が未だあることをも、よく知っている。エリオットも述べるように、社会改善

は、制度や感覚が個人の心のなかにしみ入るまでには、まだまだ時間がかかるのである。

## 5 まとめ

時代の激しい抵抗の現実に対して示した 19 世紀中期のフェミニストたちの教育擁護論における力点はそれぞれ異なる。しかしほぼ共通している議論とは、女性の自由な知的探求、また自律精神の涵養は、男性女性両性のよりよい幸福と調和理想を推進するというものである。また、女性教育のこの有益さを理解できない反対者については、躓きを論理的に解きほぐし、その理解を待つ姿勢もほぼ共通している。実際、彼らの主張が社会的に認められることは、その時点ではなかったことは、ミルの「敗北」に象徴されている。しかし女性たちの紙面を通しての教育擁護論は、確かにそれを理解する人々を通して、その目的推進を支えたといえるであろう。女性高等教育への開放は、同じ世紀の後半、メアリー・デイヴィーズが主導した女性の正規大学入学、あるいは女性の優等学位の取得などによって、いよいよ現実化していく。実は、イギリスにおいて女性に対して最初に大学教育の門戸を開いたのは 1830 年、London 大学が Birkbeck College で、女性の大学講義出席を許可したことが始まりである。ただし実際の出席者はほとんどおらず、女性の参加が歓迎をされるようになったのは 1848 年、また、女性の出席が実際に記録されたのは、動物の心理に関する講義を受けたい女教師らが 100 人を超えた 1861~2 年であったという<sup>9)</sup>。知的向上への欲求の自由とそれを継続させる高い精神的自律性を目標とした初期女性教育実践は、その教育を通して達成された成果を通して、確実に女性たちの自尊と行動のエンジンとなり、中期以降、次のステップである正規高等教育の実現、そして、一般女性たちの教育への希望を形成し、女性たちの前進を支援していったと考えられる。また続いた女性教育擁護論者たちは、教育による女性の自律的精神の効用を強調しながら、女性により開かれた、さらに調和的な未来社会への期待を語ったのである。

## 文献と註

- 1) Barnerjee, Jacqueline. *Queen's College and the "Ladies' College" The Victorian Web.*
- 2) Martineau, Harriet. "What Women Are Educated For" *The Longman Anthology British Literature: The Victorian Age.*1999.pp.1618-21.以下のマーティノーの議論はこのソースによる。
- 3) マーティノーの女性教育論は 1822 年から展開されている。当初は宗教的な観点からの必要性も説いているが、1861 年以降の教育論では、特に教育の目的について女性自身の知的、道徳的有用性を増し、女性自身の幸福を重視するようになる。マーティノーの初期の教育論は次のソースが便利である。"On Woman's



- Education” media.pfeiffer.edu/Iridener/DSS/Martineau/ MARTINW5.HTML. From Gayle Graham Yates, (Ed.), *Harriet Martineau on Women*. New Brunswick, NJ: Rutgers University Press, 1985, pp. 87-93.
- 4) 出典は上記 *Longman Anthology British Literature: The Victorian Age*, p.161 この文言は、例えば前述のエミリー・デイヴィーズをおおいに憤激させることになる。Josephine Kamm. (1965) *Hope Deferred*. Routledge, p.250.
  - 5) Eliot, George. “Margaret Fuller and Mary Wollstonecraft” *The Longman Anthology of British Literature, The Victorian Age*. 1999. pp.1548-1552. 以下、フラーとウォルストンクラフトの引用も全てこれによる。翻訳は『ジョージ・エリオット 評論と書評』川本静子・原公章訳、彩流社（2010）に基づき、一部修正している。
  - 6) Mill, J.S. *The Subjugation of Women*, chapter 1, *The Longman Anthology of British Literature*, pp.1132-1141. 翻訳はミル、J.S.『女性の解放』「解題」大内兵衛・大内節子訳、岩波文庫（1969）を参照した。
  - 7) 大内、159-169 頁。
  - 8) 大内、202 頁。
  - 9) Banerjee, Jacqueline. *The University of London and Women Students*. The Victorian Web.